

# 平成28年度 事業計画書

平成28年4月1日～平成29年3月31日

## 【基本理念】

当協会は、浄化槽の正しい知識を県民に啓発するとともに、浄化槽の普及促進、浄化槽法に基づく法定検査及び浄化槽に関する技術の向上、並びに設計を含む製造(以下「製造」という。)、工事、保守点検及び清掃の適正化を図る事業を行い、もって地域社会の水環境の保全、生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを基本理念としている。

## 【運営方針】

- (1) 公益社団法人として、公益法人改革三法の精神を基本に、情報の公開など運営の透明性の確保及び円滑な運営を確保するとともに、公益目的事業等の充実に努める。
- (2) 浄化槽法定検査、福島県浄化槽生涯保証システム、浄化槽に関する普及啓発及び水環境の保全事業等、公益目的事業を遂行し地域社会の公益の増進に貢献する。
- (3) 公益目的事業を支え、協会の発展に寄与するため、各種収益事業及び会員相互の扶助事業を遂行する。
- (4) 東日本大震災及び原発事故における復興への具体的貢献を果たすため、市町村及び関係団体等と連携を強化するとともに、災害に強くかつ循環型社会の形成に資する浄化槽の普及促進事業を展開する。

以上の主要事業を推進するため、各事業の具体的内容等を次のとおり定める。

## 【事業計画】

### (1) 公益目的事業

#### 公1：浄化槽法に基づく検査事業

1. 地域の水環境保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に、浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施する。  
詳細計画は、平成28年度 浄化槽法定検査実施計画(案)に示す。
2. 浄化槽法定検査の信頼性・公平性を確保するため、浄化槽検査委員会を開催する。
3. 行政機関と連携し、浄化槽台帳整備による廃止浄化槽や無届浄化槽の調査を推進し、正確な検査対象浄化槽の把握に努める。
4. 11条検査受検率の向上を図るとともに浄化槽の適正な維持管理体制を確保するために、環境省の推奨する「一括契約(保守点検+清掃+法定検査)」の実施を全県に拡大を図る。
5. 指定検査機関として、行政機関が行う不適正浄化槽の改善指導や浄化槽保守点検業者に対する立入検査等の技術的支援を行う。

6. 浄化槽管理士の資質向上を図るため、現場研修会、精度管理及び講習会等を開催することによって、11条検査（BOD測定）の信頼確保及び受検率の向上に努める。
7. 地域の水環境保全や浄化槽技術の発展・向上に関する調査研究を行う。
8. 浄化槽検査員の技術力向上を図るため、全国浄化槽技術研究集会等に参加し、研究発表等を通じて人材育成を図る。

#### 公2：福島県浄化槽生涯保証システムに関する事業

1. 「福島県浄化槽生涯保証システム」の加入促進を図り、浄化槽の正常な機能維持のため、適正な施工、維持管理及び法定検査の受検を推進するとともに、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設としての県民の信頼を確保する。
2. 保証実績等を協会ホームページなどで公表し、「福島県浄化槽生涯保証システム」を活用した事故の迅速な改善状況を広く県民にPRする。
3. 法定検査結果から特に11条検査(BOD測定)において、早期に異常な浄化槽を発見し、速やかに修補改善することによって、水環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

#### 公3：浄化槽に関する普及啓発及び水環境の保全事業

1. 「浄化槽の日」を記念して、各支部が実施する浄化槽の普及啓発事業を支援する。
2. 単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換促進を図るため、住民へのPRを強化する。
3. 行政機関が開催する「浄化槽教室」等への講師派遣を行い、適正な維持管理の推進を図る。
4. 浄化槽の施工及び維持管理技術の向上を図るため、最新の浄化槽関連技術や浄化槽行政についての講習会を開催する。
5. 合併処理浄化槽の普及を推進し、公衆衛生の向上と水環境の保全がなされるよう、浄化槽設置整備事業の充実に向けた関係行政機関への要望活動を行う。
6. 東日本大震災の経験を踏まえ、今後の減災・防災に向けた浄化槽の重要性や優位性を広く県民に周知する。
7. 猪苗代湖周辺における浄化槽の適正な維持管理の実施を推進するとともに、行政機関等と連携し、窒素・リン同時除去型高度処理浄化槽の設置促進及び適正な維持管理体制の確保を図る。
8. 一般住民等からの浄化槽に関する質問・相談に対し、専門的な知識及び技術を有する職員が随時対応し、浄化槽の正しい知識の普及を図る。

## (2) 収益事業

### 収1：浄化槽に関する受託業務等

1. 国庫補助対象登録浄化槽に係る実地調査業務の受託
2. 浄化槽関係の用紙等の販売
3. 浄化槽に関する業務等の受託

## (3) 扶助事業

### 他1：会員相互の扶助等事業

1. 会員並びに会員事業所の従業員の技術向上等を目的とした研修会等の事業を通じ、会員相互の親睦と連携を図り、組織の拡大強化を図る。
2. 協会事業の発展向上に功績があった者の表彰を行う。
3. 当協会の会報や全浄連ニュースにより、浄化槽に関する情報等を会員、関係行政機関、県民に広く提供する。

## (4) 総会・理事会関係

1. 年1回の定時総会及び年3回の理事会を開催する。また、必要に応じ臨時総会及び理事会を開催する。
2. 理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項について協議、検討をするため、必要に応じて業務執行理事による三役会議を開催する。
3. 事業報告及び収支決算に関して監査を実施する。また、必要に応じ中間監査等を実施する。

## (5) その他

1. 浄化槽関係事業を通じて、東日本大震災における復興への協力を推進する。
2. 復旧、復興における汚水処理施設の整備は、浄化槽のメリットを活かした整備促進が図られるよう、国・県・市町村と連携して活動を行う。
3. 一般社団法人全国浄化槽団体連合会、同連合会東北地区協議会、北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会と連携し、浄化槽の信頼確保に向けた体制強化を図る。
4. 福島県と災害時における浄化槽の被害状況の把握や応急処置・復旧への協力等に関する協定の締結に向け、協議する。

公益目的事業 公1：浄化槽法に基づく検査事業における  
法定検査の実施計画詳細は、以下のとおりである。

## 平成28年度 浄化槽法定検査実施計画について

### 1. 指定検査機関の指定

平成28年3月15日付け福島県指令環保第2350号をもって平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、浄化槽法第57条第1項による指定検査機関として指定された。これに基づいて、検査体制の整備、検査業務の拡大等を図りながら浄化槽法第7条第1項（法第7条検査）及び第11条第1項（法第11条検査）の検査を行うものとする。

### 2. 検査業務の区域 福島県全域

### 3. 検査業務の方針

#### (1) 法第7条検査

- ① 新規に設置され、又はその構造、若しくは規模の変更をされた浄化槽を実施する。
- ② 「浄化槽設置整備事業」により設置された浄化槽については、法定検査の受検率100%実施を図るため、浄化槽設置整備事業を実施している市町村に対しては、法定検査手数料の前払い制度の導入を積極的に推進するものとする。
- ③ 関係行政機関（福島県、市町村）、浄化槽関係団体、工事業者及び保守点検等の協力を得て、受検率の向上を図るものとする。

#### (2) 法第11条検査

- ① 7条対象以外の浄化槽を実施する。  
なお、検査の効率化を図るために導入する浄化槽処理水のBOD検査は、別に定める「浄化槽法第11条検査（BOD測定）実施要領」に基づき実施するものとする。
- ② 検査員が浄化槽の設置場所に赴き実施する11条検査（以下「ガイドライン検査」という。）のうち、水質検査のBODは当分の間実施しない。ただし、10人槽以下の合併処理浄化槽で「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」に定める建築用途が一般住宅であるものについては、BODを実施する。
- ③ 浄化槽設置者（管理者）は年1回法定検査を受検することが義務づけられていることから、浄化槽設置整備事業を実施している市町村に対しては、補助金交付申請時に検査申込書を受受理されるよう要望し、法定検査の受検率向上に努める。
- ④ 法第12条の2に定める市町村長の受検勧奨と浄化槽関係団体及び維持管理業者等の協力を得て、受検率の向上を図るものとする。

### 4. 検査業務の実施方法

- (1) 平成19年8月29日付け環境省告示第64号「浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」及び平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省水道環境部長通知「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」に基づき行うものとする。

なお、検査の判定方法については、平成14年2月7日付け環廃対第105号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知「浄化槽法定検査判定ガイドラインについて」に基づき行うものとする。

- (2) 検査手数料は、平成28年3月福島県知事認可の額とする。

- (3) 水質検査項目のうち「生物化学的酸素要求量」検査について、本年度は福島県知事登

録の環境計量証明事業者に委託して行なうものとする。なお、委託の方法については、別に定める「浄化槽法定検査にかかる業務委託競争入札事務取扱要領」によるものとする。

#### 5. 検査の信頼性の確保

環境省においては、法定検査の信頼性の確保に係る規定（環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第6号）が平成20年12月に追加され、法定検査の精度管理手法について22年3月末に「精度管理手法の導入マニュアル」が示された。

このことを踏まえ、当協会においても前年度に引き続き、今年度も精度管理体制の整備を行い、さらなる信頼性の向上を図る。

#### 6. 検査体制

- (1) 検査事務所は、事務局及び福島支所・郡山支所・会津支所・いわき支所とし、事務局検査部がこれを統括するものとする。
- (2) 検査効率の向上を図るための検査班を次のとおり編成し、実施するものとする。

所属 \ 班	1人1班	2人1班	計	備 考
検 査 部	4 班		4 班	11条検査(BOD測定)含む
福 島 支 所	6 班		6 班	
郡 山 支 所	7 班		7 班	1班増班
会 津 支 所	4 班		4 班	
い わ き 支 所	3 班		3 班	
計	24班		24班	

- (3) 所属別担当地域及び検査員数は、次のとおりとする。

所 属	担 当 地 域	検査員数	備 考
検 査 部	統括 11条検査(BOD測定) 県内全域 等	6 名	検査業務4名
福 島 支 所	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、本宮市、安達郡、相馬市、南相馬市、相馬郡	6 名	
郡 山 支 所	郡山市、須賀川市、白河市、田村市、田村郡、岩瀬郡、石川郡、西白河郡、東白川郡	7 名	
会 津 支 所	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡	4 名	
い わ き 支 所	いわき市、双葉郡	3 名	
計		26 名	

## 7. 検査実施計画基数

平成28年度の検査実施基数は、次のとおりとする。

7条・11条別		人槽						計
		10以下	11～ 20	21～ 100	101～ 500	501～ 3,000	3,001 以上	
7条 検査	対象基数 ※1	4,055	130	250	60	5	0	4,500
	検査計画基数	4,055	130	250	60	5	0	4,500
	検査率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	— %	100.0%

7条・11条別		人槽						計		
		10以下	11～ 20	21～ 100	101～ 500	501～ 3,000	3,001 以上			
11条 検査	対象基数 ※2	単独	137,700	9,000	9,975	320	5	0	157,000	
		合併	87,150	2,600	6,000	2,350	380	20	98,500	
		計	224,850	11,600	15,975	2,670	385	20	255,500	
	検査計画 基数	ガイド ライン	単独	1,160	1,500	3,700	135	5	0	6,500
			合併	17,880	1,910	4,610	1,750	330	20	26,500
			計	19,040	3,410	8,310	1,885	335	20	33,000
		BOD測定	39,000							39,000
	小計	58,040	3,410	8,310	1,885	335	20	72,000		
	検査率 (%)	単独	0.8%	16.7%	37.0%	42.2%	100%	-	4.1%	
		合併	65.3%	73.5%	76.8%	74.5%	86.8%	100%	66.5%	
		計	25.8%	29.4%	52.0%	70.6%	87.0%	100%	28.2%	
	合計	検査計画基数 7条+11条	62,095 (39,000)	3,540	8,560	1,945	340	20	76,500 (39,000)	

注) 11条検査のうち ( ) 内の数字は、BOD測定予定件数である。

※1 7条検査の検査対象基数は、平成27年12月末現在(当協会調べ)の設置状況を勘案し見込基数を計上している。

※2 11条検査の検査対象基数は、平成27年度より実際に11条検査対象浄化槽とするが、実施計画基数は、対象見込み基数とする。

(原発事故等による避難区域等の浄化槽は、11条検査対象浄化槽から除く。)

## 8. 検査員の研修等の実施

- (1) 全国浄化槽技術研究集会に研究発表、参加
- (2) 浄化槽技術教育関係者による研修会の実施
- (3) 検査員研修会の実施
- (4) 北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会に参加
- (5) 検査員講習会への受講
- (6) 浄化槽研究機関(大学等)との研究